



令和元年 10 月 2 日
総合政策局国際政策課
(グローバル戦略)

我が国が有するスマートシティ関連技術・経験・ノウハウを 官民連携のもと ASEAN 各国・各都市へ展開！

～ 日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会 (JASCA) 設立 ～

昨年の日 ASEAN 首脳会議で安倍総理から発言されたように、ASEAN スマートシティ・ネットワーク (ASCN) ※¹への協力を推進するため、10月8・9日に「日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合」を ASEAN 諸国及び国内関係府省と連携して開催します。

その会合を契機として、内閣官房 (補室経協インフラ担当)、内閣府、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省は、我が国が有するスマートシティを推進する技術や経験等について、ASEAN 各国に対して積極的かつ持続的に情報発信すると共に、相手国との官民双方の関係構築を図るために、「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会」※²を設立しました。

本協議会が ASEAN からのワンストップな窓口として機能し、我が国の関係府省、民間企業、自治体等が連携して、ASEAN における国 (都市) ごとの案件組成を推進して参ります。

【日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会の概要】

<事務局>

内閣官房 (補室経協インフラ担当)、内閣府、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省

<会員> 計 214 団体 (令和元年 10 月 2 日時点) (別紙 1 参照)

民間企業、地方自治体、日 ASEAN センター、ASEAN・日本経済協議会 (日本商工会議所)、国際協力機構 (JICA)、国際協力銀行 (JBIC)、海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)、日本貿易保険 (NEXI)、都市再生機構 (UR)、日本貿易振興機構 (JETRO)、住宅金融支援機構 (JHF)、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、日本下水道事業団 (JS)、不動産協会、国際建築住宅産業協会 (JIBH)、首都高速道路、海外エコシティプロジェクト協議会 (J-CODE)、海外建設協会 (OCAJI)、国際建設技術協会 (IDI) 等

<連携組織>

スマートシティ官民連携プラットフォーム※³、防災技術の海外展開に向けた官民連絡会 (JIPAD) ※⁴、日本防災プラットフォーム (JBP) ※⁵

<注釈>

※¹: 2018 年議長国であったシンガポールのリードで開始された ASEAN の取組。10 カ国から 26 都市が選ばれ、民間企業・諸外国との連携を通じたプロジェクトの推進が目指されている。

※²: 日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会 英語名を Japan Association for Smart Cities in ASEAN (JASCA)

※³: 本年 6 月に閣議決定された「統合イノベーション戦略 2019」等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が、スマートシティの取組を官民連携で加速するため設立した団体組織。

※⁴: 我が国の防災技術やノウハウ等について、海外に積極的に情報発信するとともに、相手国との官民双方の関係構築、交流の促進を図るため、内閣府 (防災担当) が立ち上げた団体組織。(Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction: JIPAD)

※⁵: 民間企業が日本国政府や国際機関との協働により具体的な成果を実現するために、業界や分野を超えた産官学の関係者が集まる「場」を提供し、世界各国の課題解決に資することを目指す団体組織。(Japan Bosai Platform: JBP)

<取組概要> (別紙2参照)

【日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会 会員募集】

本協議会に参画を希望される法人(私法人(営利・公益法人等)、公的法人、地方公共団体等)は、本協議会事務局(国土交通省総合政策局国際政策課)まで下記項目を併せてFAXにてお申し込み下さい。私法人の方は事前に適用される入会条件(下記)を御了承願います。

- ・法人名/自治体名(和、英)
- ・担当者(部署名、役職、電話番号、メールアドレス)
- ・事業概要(私法人、公的法人の場合)

<新規入会条件(私法人に適用)>

会費、各会員への義務、会員独自の活動への制約は一切発生致しませんが、企業の方の応募条件は以下の通りです。

- ・日本で法人登録していること。
- ・日本に財およびサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
- ・実際に日本でビジネスを行っていること。

また、以下の項目に複数該当する場合、または一つでも内容を踏まえ総合的に判断の上、御入会をお断りすることがあります。予め御了承下さい。

- ・過去5年以内に日本政府省庁より法律に基づく処分を受けている。
- ・反社会勢力の疑い、反社会勢力との関わりの疑いがある。
- ・資本関係や組織体制等により著しく外国企業・政府の影響を受ける疑いがある。

その他、ご質問は本協議会事務局までFAXにてお問い合わせください。

【日ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会事務局 お問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局国際政策課(グローバル戦略)

上林、杉浦、斎藤 (内線 25206、25228、25226)

TEL: 03-5253-8111(代表) 03-5253-8314(直通) FAX: 03-5253-1562